



1月の市民無料相談

内容	とき
◆行政相談 行政機関などの業務に対する苦情、意見、要望などの相談	6日(月)、20日(月) 13:00～15:00 ※6日(月)は西コミュニティセンターでも実施
◆人権相談 いじめや差別、家庭内や隣近所とのめめ事などの相談	10日(金)、24日(金) 13:00～15:00
◆法律相談 (定員7人) 相続、離婚、借金などの相談	22日(水) 13:00～16:00 ※15日(水)午前9時から予約受け付け開始
◆法テラス青森 (定員6人) 相続・離婚・借金・労働問題などの相談 (法律相談) ※資力基準に該当する人	14日(火)・対面、28日(火)・オンライン ※パソコンは市で用意します。 13:00～16:00 ※予約先 ☎ 050-3383-5552
◆司法書士相談 (定員4人) 登記、相続、離婚、借金などの相談	16日(木) 13:00～15:00 ※9日(水)午前9時から予約受け付け開始
◆不動産相談 (定員4人) 不動産売買、賃貸借などの相談	9日(木) 13:00～15:00 ※6日(水)までに要予約
◆くらしとお金の相談 (定員5人) 多重債務、生活資金などの相談	8日(水) 10:00～16:00 ※7日(火)午後4時までに要予約
◆消費生活相談 悪質商法、架空請求、製品事故、クーリングオフなどの消費生活の相談	毎週月～金曜日 (休日除く) 8:30～16:30 ※来庁の場合、相談前に要予約 市消費生活センター ☎ 0176-51-6757
◆交通事故相談 交通事故による損害賠償、示談などの相談	毎週月～金曜日 (休日除く) 9:00～12:00、 13:00～16:00 ※相談先: 県庁 ☎ 017-734-9235

ところ まちづくり支援課 市民相談室
※予約は電話でも受け付けしています。
申問まちづくり支援課 ☎ 0176-51-6777

内容	とき
◆出張年金相談 年金の無料相談	21日(火)、28日(火) 10:30～14:30 ※要予約 (先着順) (来月は2月25日(火)に実施。実施日1カ月前から予約可) ※予約先 八戸年金事務所 ☎ 0178-44-1742

ところ 市役所本館2階 会議室2
☎ 八戸年金事務所 ☎ 0178-44-1742、国保年金課 ☎ 0176-51-6753

【お願い】各種相談の予約をキャンセルする際は必ずご連絡ください。

1月31日(金)が納期限 (口座振替日) です
市税等は納期限内に納めましょう
市・県民税第4期 / 国民健康保険税第7期
介護保険料第7期 / 後期高齢者医療保険料第7期

市税の納付は、便利で確実な口座振替をお勧めします

- 手続き場所 収納課、市内の金融機関
 - 持ち物 納税通知書、通帳、届出印
- ☎ 収納課 ☎ 0176-51-6762

その他の催し

<>…開始時間

6日(月)	▶おしゃべりサロン「クローバー」<①10:00・②13:30>～市民交流プラザ「タワーレ」 (☎健康増進課 ☎ 0176-51-6791)
8日(水)	▶がんサロン<14:00>～中央病院別館 (予約不要) (☎中央病院がん相談支援センター ☎ 0176-23-5121)
10日(金)	▶精神障がい者家族会「とわだ家族会」<10:00>～市民交流プラザ「タワーレ」 (☎健康増進課 ☎ 0176-51-6791)
11日(土)	▶話しのサロン・こころの広場ルピナス<10:00>～市民交流プラザ「タワーレ」 (☎健康増進課 ☎ 0176-51-6791) (25日(土)も開催) ▶こころのふれあいサロン「おあしす」<10:00>～市民文化センター (☎健康増進課 ☎ 0176-51-6791)
17日(金)	▶NPO法人スマイルラボ・大人のしゃべり場<18:30>～市民交流プラザ「タワーレ」 (☎NPO法人スマイルラボ ☎ 0176-23-6622 (留守電対応))
18日(土)	▶認知症の人を抱える家族のつどいin十和田<13:30>～市民文化センター (☎(公社)認知症の人と家族の会・佐藤 ☎ 090-7935-2939)
23日(木)	▶頭皮ケア・ウィッグ相談会<14:00>～中央病院がん相談支援センター (予約不要) (☎中央病院がん相談支援センター ☎ 0176-23-5121)
24日(金)	▶精神障がい者家族会「とわだ家族会」(個別相談会)<10:00>～市民交流プラザ「タワーレ」 (☎健康増進課 ☎ 0176-51-6791)

◆各施設の催しはこちらから

市民図書館▶
土・日曜日に読み聞かせを行っています。



市民文化センター▶



市街地循環バス・西地区および東地区シャトルバス運行情報

■1月の運休日

1月1日(水)～3日(金)

☎ 都市整備建築課 ☎ 0176-51-6735



市役所会計窓口での水道料金・下水道使用料の取り扱い時間が変わります

1月6日(月)から、会計窓口(13番)での水道料金・下水道使用料のお支払いは、午前9時から午後4時までとなります。

市・県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料など、その他の市の公金のお支払いは、午前8時30分から午後5時15分まで可能です。

☎ 会計係 ☎ 0176-51-6776

管理課(別館1階)では、午前8時30分から午後5時15分まで水道料金・下水道使用料のお支払いが可能です。

☎ 管理課 ☎ 0176-25-4511